

事務連絡
令和8年1月28日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

認定就労訓練事業の実態調査の集計結果（御報告）
及び更なる認定就労訓練事業の推進について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
「令和6年度認定就労訓練事業の実態調査の実施について（依頼）」（令和7年5月22日付け当室事務連絡）において御協力を依頼しておりました、「令和6年度認定就労訓練事業の実態調査」について、別紙1のとおり集計結果をとりまとめたので御報告いたします。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）では、認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図ることが、国及び地方公共団体の努力義務とされています。これを踏まえ、平成30年度～令和6年度において生活困窮者の受入実績があり、かつ、今回の調査の「（調査票2）認定就労訓練事業所の概況」において、「販売・受注可能な製品・サービスの内容」に記載があった認定就労訓練事業所を別紙2のとおり取りまとめました。認定就労訓練事業所が所在する自治体やその近隣の自治体におかれましては、別紙2の事業所情報を御確認の上、調達担当部局とも連携し、優先発注等に関する規程を整備する等、認定就労訓練事業所における受注機会の増大に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

また、政府においては、令和7年6月の関係閣僚会議において、「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」を取りまとめ、その中で、社会参加に向けた段階的支援のうち、柔軟な就労機会の確保の支援として「認定就労訓練事業」の活用勧奨が挙げられています。

政府の動きと今回の調査結果を踏まえ、積極的な認定就労訓練事業の活用と更なる事業の推進に御協力いただけますと幸いです。なお、次回調査につきましては、令和8年度中に依頼する予定としておりますので、あらかじめ御承知おきください。

別紙1 認定就労訓練事業所の認定状況（令和7年3月31日時点）

別紙2 認定就労訓練事業所の概況（平成30年度～令和6年度において生活困窮者の受入実績があり、今後販売・受注可能な製品・サービスの内容に記載があったもの）

(連絡先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 坂本

電話 03-5253-1111 (2876)